

情報

8月1日(日)からは「**緑色**」の新しい被保険者証を提示してください  
後期高齢者医療被保険者証などの更新時期

**新しい被保険者証（保険証）のご確認を**

7月末までに黄色い封筒で郵送しますので、住所、氏名、生年月日、性別、負担割合など記載内容をご確認ください。8月以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい被保険者証（保険証）を提示してください。

**■一部負担割合を更新します**

医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、令和2年中の所得をもとに判定を行い、「1割」または「3割」のいずれかに決定されます。被保険者証の記載をご確認ください。

- ▶ **3割負担の人**：令和2年中の課税所得が145万円以上ある被保険者が1人でもいる世帯の人
- ▶ **1割負担の人**：上記（3割負担）以外の人



**後期高齢者医療制度  
高額療養費の「自己負担限度額」について**

高額療養費制度とは同じ月内に医療機関で支払った医療費の合計額について、決められた上限額（自己負担限度額）を超えて支払った分を払い戻す制度です。

この上限額は、下の表のとおり個人もしくは世帯の所得に応じて定められています。

**■限度額適用認定証（限度証）・標準負担額減額認定証（減額認定証）を更新します**

医療機関で提示すると窓口負担額が自己負担限度額で済む限度証または減額認定証をすでに持っている人で、令和3年度も対象となる人には、7月末までに8月から使用する新しい限度証または減額認定証を保険証とは別に郵送します。

**■新規交付には、保険年金課窓口での申請が必要です**

**【新たに限度証の交付を希望する場合】**

☑ 下表の所得区分②、③のいずれかに該当する人

**【新たに減額認定証の交付を希望する場合】**

☑ 下表の所得区分⑤、⑥のいずれかに該当する人

**【共通事項】**

☑ 印鑑、被保険者証、マイナンバーカードなどのマイナンバーを証明する書類

☎ 申・問 保険年金課 ☎ 983・2710

**[高額療養費制度 自己負担限度額]**

所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	①現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+医療費が842,000円を超えた額の1% <4回目以降 140,100円(※)>	
	②現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+医療費が558,000円を超えた額の1% <4回目以降 93,000円(※)>	
	③現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+医療費が267,000円を超えた額の1% <4回目以降 44,400円(※)>	
一般	④一般 課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 <4回目以降 44,400円(※)>
住民税非課税	⑤住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円
	⑥住民税非課税世帯Ⅰ (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※過去12カ月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた分の支給が4回以上あった場合、4回目以降から限度額が<>内の金額となります。

情報

介護保険料をお知らせする決定通知は、7月中旬に発送予定です  
令和3年度介護保険料と各種軽減制度について

介護保険料について

介護保険は、認知症や身体機能の低下などによって介護が必要と認定された人が、介護給付の範囲内で、介護や介助、機能訓練などのサービスを受けられる制度です。皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を支える大切な財源です。

65歳以上の人の介護保険料

被保険者本人の前年の収入、被保険者本人および世帯員の当該年度住民税課税状況などに基つき介護保険料を決定します。

※土地建物の譲渡所得がある人は、特別控除後の所得が保険料算定の指標となります。

■支払方法

- ①年金額が年額 18 万円以上の人は、特別徴収（年金からの引き落とし）
- ②年金額が年額 18 万円未満の人、年度途中で 65 歳に達した人、転入した人は普通徴収（納付書での支払い）

※特別徴収・普通徴収を変更することはできません。  
※普通徴収の人で、口座振替での納付を希望する場合は、市内の金融機関・郵便局へお申込みください。

介護保険の利用方法について

介護サービスを利用するためには、要介護などの認定を受ける必要があります。介護が必要になった場合は、申請をお願いします。

☑65歳以上の人、40歳～64歳の特定疾病の人

介護保険料の減額について

世帯の生計を主として維持する者の収入が失業などにより著しく減少した場合や、住民税非課税世帯で、生活保護基準額程度の収入、預貯金が100万円未満であるなどの要件に該当する人はご相談ください。



40歳～64歳の人の介護保険料

加入している医療保険（健康保険）に医療保険分と合わせて納付します。医療保険によって保険料の金額や納付方法が異なりますのでご注意ください。

利用料や食費・居住費（滞在費）の負担を軽減する制度

軽減や助成の制度	対象	内容
介護保険施設における食費・居住費の負担減額	住民税非課税世帯で、資産などが一定の要件に該当する人	介護保険施設入所（短期入所を含む）における食費や居住費（滞在費）の負担額の減額
社会福祉法人等利用者負担額の軽減	社会福祉法人などが提供する通所、訪問サービス、短期入所サービスを利用している人、特別養護老人ホームに入所している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年間収入が単身世帯で150万円以下の人など	利用料、食費・居住費（滞在費）が軽減されることがあります。
介護保険居宅サービス等利用者負担額の助成	通所、訪問サービスなど、在宅のサービス（住宅改修、特定福祉用具販売を除く）を利用している人のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準額程度の収入である人	月ごとの利用料から3,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額を助成

※判定に用いる収入は、親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含みます。借家などの不動産収入がある場合には、別途収入を算出し、資産保有にも制限があります。